

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 土地利用課

法令名	土地収用法	法令番号	昭和26年 法律第219号							
手続名	事業準備のための立入の許可	根拠条項	第11条第1項							
審査基準	<p>1 立ち入りの許可申請があった事業が土地収用法第3条各号の一に掲げる事業に該当すること。 (形式的に土地収用法第3条各号に該当していれば足り、具体的に土地収用法第20条の各号の要件を満たしている必要はない。)</p> <p>2 許可申請者が土地収用法第8条第1項に定義される事業者であること。 (①事業の施行に先立って行政庁の許可等の手続きが必要な場合であっても、この許可等を要件としないが、学校法人や社会福祉法人等については、設立の許可手続きがなされていること、②代理人による申請の場合は代理権限証書が添付されていること。)</p> <p>3 土地収用法第3条各号の一に掲げる事業の準備のために他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査をする必要があること。 (事業のために土地の収用又は使用を必要とすること。したがって、単に官民境界設定の調査のための立ち入りは本条の適用はない。)</p> <p>4 申請書、添付書類及び図面等により、立ち入ろうとする土地の区域及び期間が明確にされており、その区域及び期間が当該事業の準備のために必要な範囲内であること。</p>									
	受付機関	土地利用課	処理機関	土地利用課	交付機関	土地利用課	標準処理期間	14日	目次	4
							標準経由期間	日	No.	